

令和5年度 田上町地域支え合い活動助成金要領

1. 助成金額及び対象事業

上 限 額	対 象 事 業
1 団体あたり 50,000 円	<p>生活支援や見守り活動など住民主体の支え合い活動を立ち上げる、または立ち上げたばかりの団体に対する活動基盤の整備費。</p> <p>※ <u>立ち上げから3年未満</u>の地域福祉活動、地域福祉活動団体が対象。</p> <p><u>新たなボランティア団体の立ち上げにぜひご活用ください!!</u></p> <p>例) ・見守り活動に係るジャンパー、帽子の整備 ・除草活動に係る草刈り機整備 ・除雪活動に係る除雪機 ・助け合い活動に係る資材整備、チラシ代 ・集いの場（いきいきサロン、コミュニティカフェ、子育てサークル、子ども達の遊び場等）の初期整備 椅子、机、消毒セット 購入代 など ・子ども食堂の立ち上げ資金</p>

2. 助成の対象とならないもの

- ・国・及び地方公共団体が経営するもの
- ・会員・構成員の親睦を目的としたもの
- ・営利を目的とする事業
- ・経営の状況が地域から信頼されていない団体
- ・団体の管理、運営費及び人件費
- ・その他審査会にて不適切と認められる事業及び経費

※ 助成において対象となる経費は、事業を実施するにあたり直接必要となる経費とします。

3. 助成金申請方法

様式第1号「令和5年度田上町地域支え合い活動助成申請書」をご記入の上、必要添付書類と併せて提出して下さい。

- (1) 提出書類 様式1 助成申請書
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 **令和5年6月23日（金）まで**
- (4) 提出先 田上町社会福祉協議会 地域福祉課

4. 配分決定時期及び助成金の交付

提出された助成申請書を審査後、令和5年7月中に決定通知を送付し8月末までに助成金の交付を行います。

5. 実績報告

事業が完了しましたら、実績報告書を2月末までに提出して下さい。

6. 助成金交付までの流れ

6月23日	申請書提出期限
7月	助成決定通知送付
8月	助成金交付
令和6年2月末	実績報告書の提出